

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月12日
【計算期間】	第1期（自 2018年12月17日 至 2019年12月16日）
【ファンド名】	モルガン・スタンレー社債／マルチアセット運用戦略ファンド 2018 - 12
【発行者名】	T & D アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坪 井 親 弘
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【連絡場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【電話番号】	03-6722-4813
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
追加型投信	内 外	不動産投信 その他資産 資産複合	特殊型 (条件付運用型)

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア アセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	あり なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/ 絶対収益追求型 その他

< 商品分類の定義 >

単位型投信

当初募集された資金がひとつの単位として信託され、その後の追加設定が一切行われないファンドをいいます。

内外

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型（条件付運用型）

目論見書または信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

< 属性区分の定義 >

債券・社債

目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

条件付運用型

目論見書または信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

- モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーが発行し、モルガン・スタンレーにより保証される円建債券（以下「モルガン・スタンレー社債」または「当該社債」ということがあります。）に投資し、設定日から約10年後のファンドの償還価額について、元本[※]確保を目指します。
ただし、投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。また、信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額や償還価額が元本を下回る場合があります。
※購入時手数料(税込)は含みません。
- モルガン・スタンレー社債の組入比率は、高位とすることを基本とします。また、満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。
- モルガン・スタンレーが提供するマルチアセット運用戦略を用いた円建の指数（以下「MS DIRSインデックス2018-12」または「対象インデックス」ということがあります。）のパフォーマンスに基づいて算出される債券の利金の獲得を目指します。
・MS DIRSインデックス2018-12の実質的な投資対象は、日本を含む世界各国の株価指数先物、国債先物、為替、商品先物、REIT等です。
- モルガン・スタンレー社債の利金は、固定クーポンに実績クーポンを加えて算出されます。なお、固定クーポンは每期一定水準支払われ、実績クーポンはMS DIRSインデックス2018-12のパフォーマンスに基づいて支払われます。

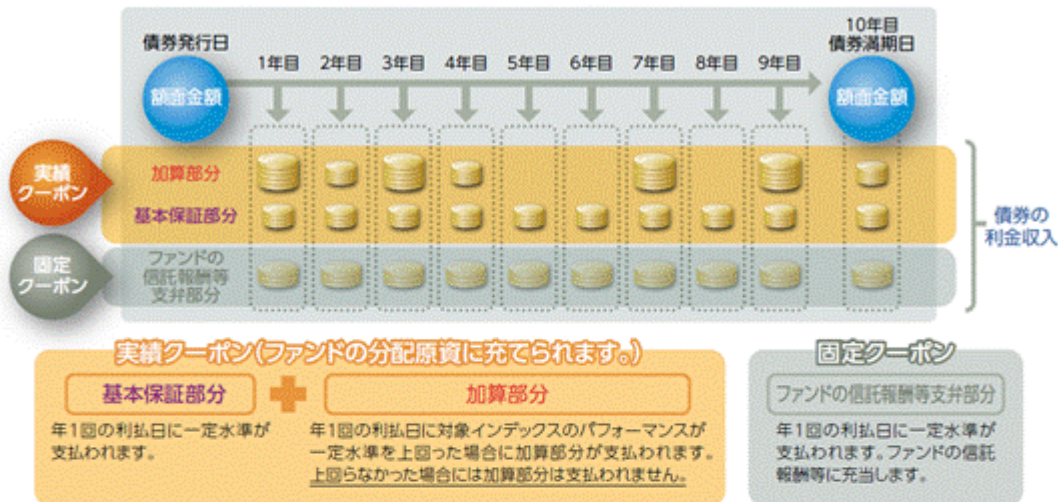
ファンドは「特化型運用」を行います。一般社団法人投資信託協会の規則において、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いものは、特化型ファンドと定められています。支配的な銘柄とは、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める割合）が10%を超えるまたは超える可能性の高い銘柄をいいます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

約10年後に元本確保を目指す仕組み

モルガン・スタンレー社債を高位に組み入れます。当該社債への投資で受け取る固定クーポンをファンドの信託報酬等に充当することで、ファンドの償還時の元本確保を目指します。

モルガン・スタンレー社債の利払イメージ



10年目のクーポンは債券満期償還金に含まれます。

上記はイメージ図であり、将来の運用成果について示唆・保証するものではありません。

実績クーポン 対象インデックスのパフォーマンスに応じて、当該社債の年1回の利払日に、実績クーポンを受け取ることができ、**基本保証部分**と**加算部分**に分けられます。

基本保証部分…年1回の利払日に一定水準（当該社債の額面総額の0.11%を予定）を受け取ります。

加算部分※…対象インデックスのファンド設定日からの累積収益率に応じて受け取ります。

※算出日における対象インデックスの累積収益率を経過年数で割った値が**基本保証部分**を上回らなかった場合には**加算部分**は支払われません。

固定クーポン ファンドの信託報酬等支弁部分です。
年1回の利払日に、当該社債から支払われる一定水準（当該社債の額面総額の0.40%を予定）をファンドが受け取り、信託報酬等に充当します。

上記は当該社債からファンドに支払われるクーポンについての内容であり、ファンドから受益者に支払われる分配金とは異なります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

モルガン・スタンレー社債について

モルガン・スタンレーのマルチアセットインデックスであるMS DIRSインデックス2018-12のパフォーマンスを参照する社債です。

対象インデックスのパフォーマンスに応じた実績クーポン（基本保証部分込み）と固定クーポン（ファンドの信託報酬等支弁部分）が支払われる仕組みになっています。

モルガン・スタンレー社債の価格の時価の変動要因の1つであるモルガン・スタンレーの信用リスクは、国債等の利回りに対する上乗せ金利の幅（信用スプレッド）で表されます。一般的に、国債等の利回り水準に変化がない中で、社債の発行体等に対する信用リスクが高まった場合、上乗せ金利が大きくなり、社債の価格は下落する傾向があります。逆に、信用リスクが低下した場合、上乗せ金利が小さくなり、社債の価格は上昇する傾向があります。



注意事項

モルガン・スタンレー社債の発行体および保証者のモルガン・スタンレーが、経営不振やその他の予期せぬ事態により、決められた元利金を支払えない（債務不履行）場合等には、ファンドの償還時の元本が確保できない可能性があります。また、信託期間中にファンドを解約される場合やファンドが繰上償還となった場合は、解約償還額や償還償還額が元本を下回る可能性があります。

モルガン・スタンレーについて

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、ウェルス・マネジメント、資産運用事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業です。世界41カ国以上のオフィスを通じて、法人、政府、機関投資家、個人に質の高い金融商品およびサービスを提供しています。

Morgan Stanley

- 所在地 米国、ニューヨーク
- 純資産 約95兆3,904億円（約8,517億米ドル）
- 1935年創業
- 約5.76万人の社員が在籍する総合金融サービス企業
- G-SIBs（グローバルにシステム上重要な金融機関）に認定
- 三菱UFJフィナンシャル・グループの持分法適用関連会社

（2017年12月末現在）



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

MS DIRSインデックス2018-12について

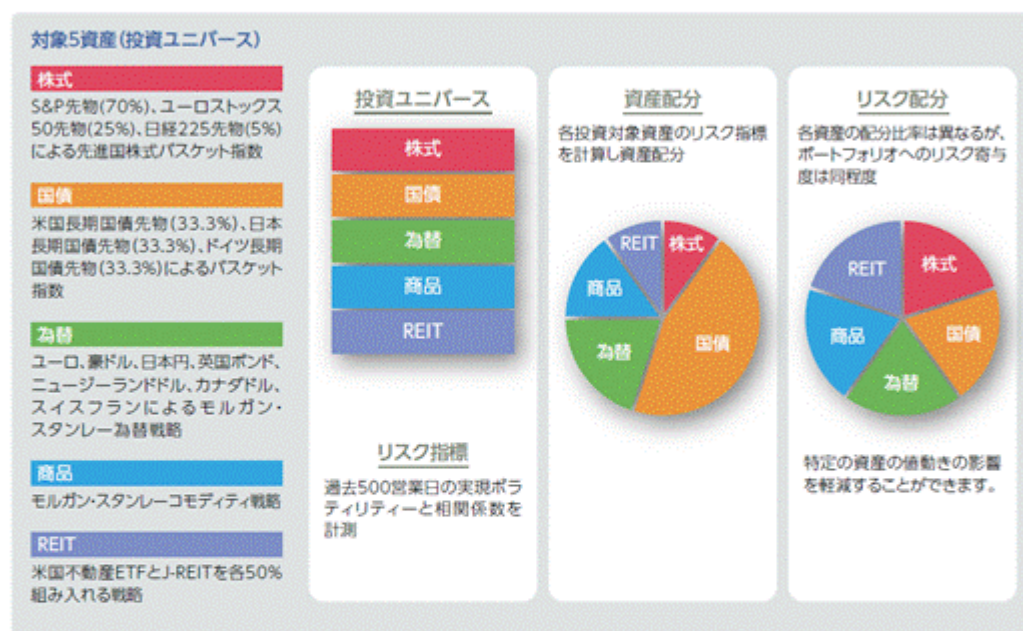
5資産分散型のMS DIRS(Diversified Risk Selection)戦略

株式、国債、為替、商品、REITの5資産へ投資します。

各資産のポートフォリオへのリスク寄与度が均等となるように投資します。

ポートフォリオのリスクは一定の目標水準（年率3%上限）となるようコントロールすることを目指します。

リバランスは年4回(3月、6月、9月、12月の月末)に行います。



上記はイメージ図であり、将来の運用成果について示唆・保証するものではありません。

モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド又はその関係会社は、MS DIRSインデックス2018-12の独占的所有権を有しています。モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド又はその関係会社及びデータの作成又は編集に関与又は関係する他の当事者は、いかなる場合も、いかなる者に対しても、同指数並びにこれらに関連するデータの正確性（計算上の過誤・遺漏を含む）、完全性、適時性又は利用可能性、同指数の使用から得られる結果又は過去、現在若しくは将来の運用成績、又は同指数に基づく金融商品への投資の妥当性を、明示的にも黙示的にも保証し、推奨するものではなく、かつ、同指数の利用又は使用に関連して発生することのある、いかなる損害、費用又は損失に対しても責任を負いません。

当目論見書中に引用した各インデックス（指数）の商標、著作権、知的財産権およびその他一切の権利は各インデックスの算出元に帰属します。また各インデックスの算出元は、インデックスの内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

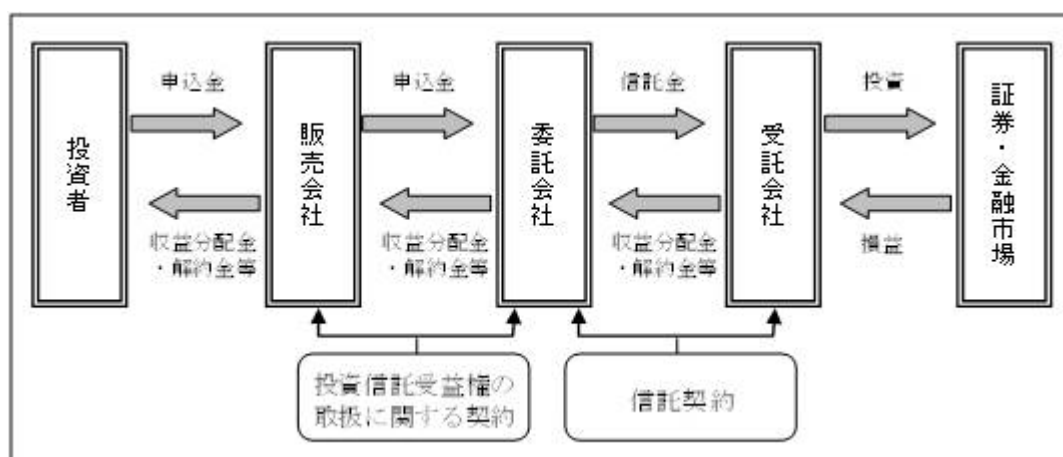
信託金の限度額は2,000億円です。

（２）【ファンドの沿革】

2018年12月17日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & D アセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （１）信託約款の届出
- （２）信託財産の運用指図
- （３）信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- （４）目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （１）信託財産の保管・管理・計算
- （２）委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c . 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- （１）受益権の募集・販売の取扱い
- （２）受益権の換金（解約）申込の取扱い
- （３）換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- （４）目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a . 資本金

2019年12月末日現在 11億円

b . 会社の沿革

1980年12月19日	第一投信株式会社設立 同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
1997年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
1999年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日	投資顧問業者の登録
2002年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
2002年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
2007年 3月30日	株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

c . 大株主の状況

2019年12月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

モルガン・スタンレー社債に投資し、設定日から約10年後のファンドの償還価額について、元本 確保を目指します。

ただし、投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。また、信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

購入時手数料（税込）は含みません。

モルガン・スタンレー社債の組入比率は、高位とすることを基本とします。また、満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

MS DIRSインデックス2018-12のパフォーマンスに基づいて算出される債券の利金の獲得を目指します。

・MS DIRSインデックス2018-12の実質的な投資対象は、日本を含む世界各国の株価指数先物、国債先物、為替、商品先物、REIT等です。

モルガン・スタンレー社債の利金は、固定クーポンに実績クーポンを加えて算出されます。なお、固定クーポンは每期一定水準支払われ、実績クーポンはMS DIRSインデックス2018-12のパフォーマンスに基づいて支払われます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

（１）有価証券

（２）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りま。

（３）金銭債権

（４）約束手形

b．次に掲げる特定資産以外の資産

（１）為替手形

一般社団法人投資信託協会の規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率には制限を設けません。

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（１）転換社債の転換または新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書

（２）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

（３）コマーシャル・ペーパー

（４）外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

- （５）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- （６）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- （７）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- （８）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- （９）外国法人が発行する譲渡性預金証書
- （１０）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

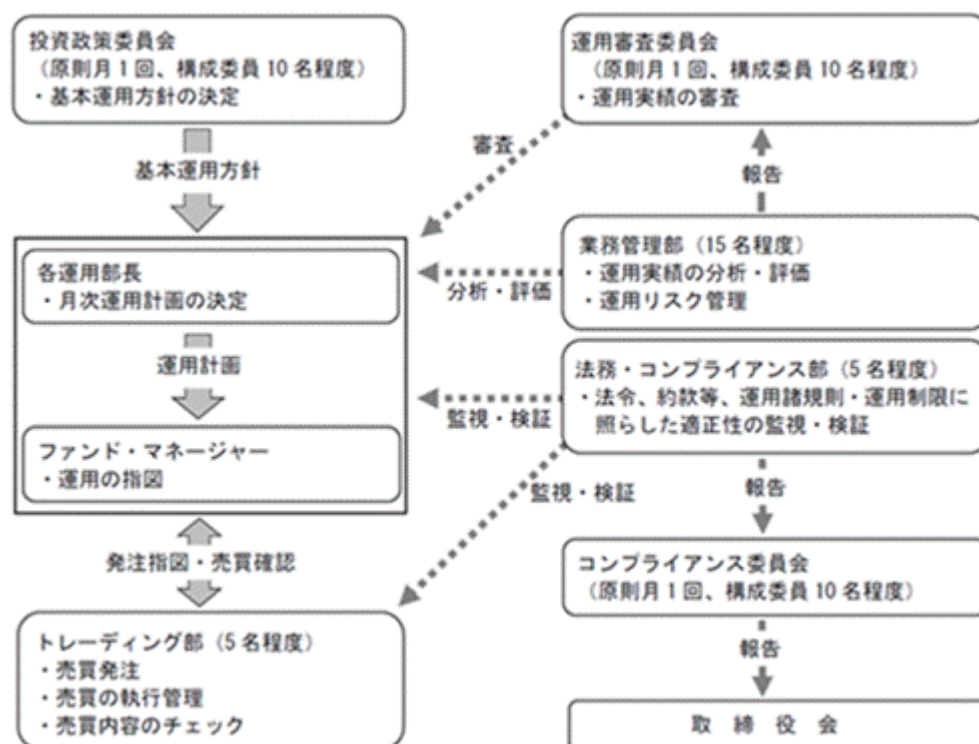
なお、（１）の証券または証書および（４）の証券または証書のうち（１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、（２）の証券および（４）の証券または証書のうち（２）の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、（６）および（７）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- （１）預金
- （２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- （３）コール・ローン
- （４）手形割引市場において売買される手形
- （５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- （６）外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として12月16日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。なお、初回決算日は2019年12月16日です。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配対象額は、元本超過額または、経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

（５）【投資制限】

モルガン・スタンレー社債の投資割合には、制限を設けません。

株式への投資は、転換社債の転換または新株予約権の行使により取得したものに限り、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託受益証券は除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

実質的な外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 換金に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または換金代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、換金代金および償還金の合計額を限度とします。

c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

特化型運用に伴うリスク

ファンドは、特定の銘柄に集中して投資を行いますので、多数の銘柄に分散投資する投資信託と比べ、信用リスクの影響は大きくなります。当該銘柄における信用リスクが発生した場合には、基準価額が著しく値下がりする要因となります。

また、モルガン・スタンレー社債の保証を行うモルガン・スタンレーおよび発行を行うモルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーが、経営不振や業績悪化その他の予期せぬ事態に陥った場合や破綻した場合には、当該社債の価格は大幅に下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、ファンドの一部または全部が毀損し損失を被る可能性があり、基準価額が著しく値下がりする要因となります。

価格変動リスク

ファンドは、モルガン・スタンレー社債への投資を通じ、日本を含む世界各国の株価指数先物、国債先物、為替、商品先物、REIT等を原資産とするMS DIRSインデックス2018-12に実質的に投資した場合のパフォーマンスに基づく利金の獲得を目指します。

当該社債の利金は対象インデックスのパフォーマンスに基づいて算出されるため、原資産価格の下落等により利金水準の低下が見込まれる場合には当該社債の価格も下落します。また、上記対象インデックスの原資産として当該社債は一部実質的に外貨建資産への投資を行いますので、通貨の価格変動によっても評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。これらの要因が発生した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

また、債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。このため、当該社債の価格も、金利水準、発行体等の財務上の信用状況等の影響を受けて変動します。

信用リスク

ファンドは、モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーが発行し、モルガン・スタンレーが保証する円建債券に投資します。モルガン・スタンレーの信用状況が、経営不振や業績悪化その他の予期せぬ事態により低下した場合、基準価額が値下がりし投資元本を確保できない可能性があります。

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱、取引規制等のために、取引が行えない場合、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。また、ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に有価証券を売買できない場合があります、これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

中途換金時のリスク

ファンドは、満期保有を前提に投資元本の確保を目指します。中途換金を行った場合やファンドが繰上償還となった場合、モルガン・スタンレー社債はその時の時価で換金されるため、ファンドの換金価額や償還価額が値下がりし投資元本を確保できない可能性があります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

MS DIRSインデックス2018-12に重大な変更が生じた場合や算出が停止された場合等は、当初想定していた分配を行うことができない可能性があります。

ファンドの基準価額は、信託期間中に1万円を下回る場合があります。

（３）リスクの管理体制

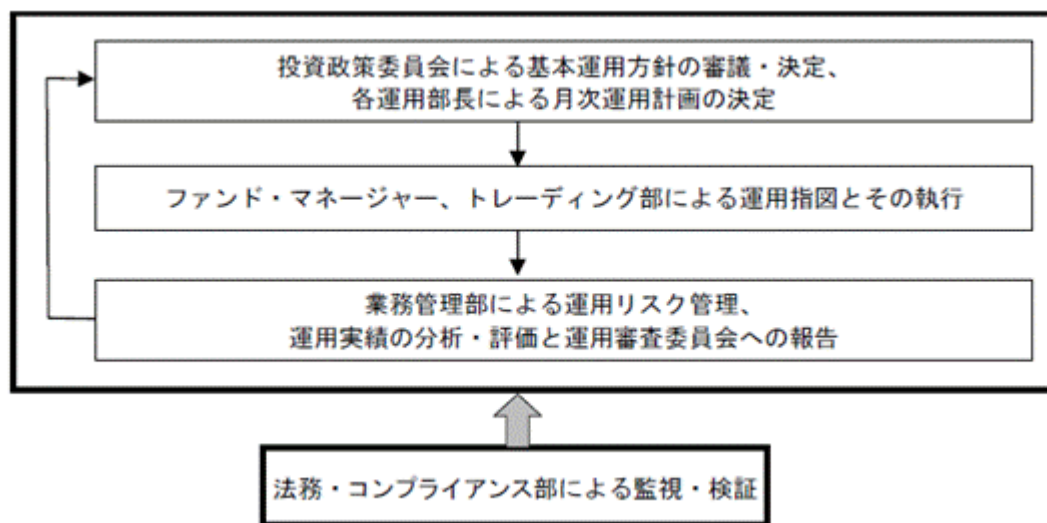
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・ 業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・ 法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

1.62%（税抜1.5%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に年0.3850%（税抜0.35%）以内¹を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬＝運用期間中の元本×信託報酬率]（年率）

支払先	信託報酬率（税抜）	対価の内容
委託会社	0.14%以内 ²	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.19%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.02%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、一部解約のときおよび信託終了のとき信託財産中から支弁します。

1 2019年10月1日以降は年率0.37796%（税抜0.3436%）

2 2019年10月1日以降は年率0.14696%（税抜0.1336%）

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

ファンドの証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。

- 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

税金の取扱いについては、2019年12月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2019年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	日本	2,022	99.49
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	106	0.51
合計（純資産総額）	-	2,128	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2019年12月30日現在）

	国	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）	クーポン （％）	償還日
1	日本	社債券	D I R S V T E R J P Y 2 0 1 8 - 1 2	2,022,400,000	100.00 2,022,400,000	104.68 2,117,048,320	99.49	0.00	2028.12.1

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

（2019年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	99.49
合計	99.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

2019年12月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
2018年12月末日	2,475	-	0.9839	-
2019年1月末日	2,585	-	1.0279	-
2019年2月末日	2,563	-	1.0303	-
2019年3月末日	2,535	-	1.0291	-
2019年4月末日	2,488	-	1.0401	-
2019年5月末日	2,451	-	1.0291	-
2019年6月末日	2,478	-	1.0569	-
2019年7月末日	2,436	-	1.0721	-
2019年8月末日	2,377	-	1.0680	-
2019年9月末日	2,220	-	1.0589	-
2019年10月末日	2,165	-	1.0584	-
2019年11月末日	2,169	-	1.0613	-
第1期 計算期間 （2019年12月16日現在）	2,119	2,162	1.0425	1.0635
2019年12月末日	2,128	-	1.0470	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（2019年12月16日）	0.0210

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（2018年12月17日 ～ 2019年12月16日）	6.35

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（2018年12月17日 ～ 2019年12月16日）	2,515,439,951	482,947,259

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

2018年12月17日以降、購入のお申込みはできません。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申込を行うことができます。

ただし、下記のいずれかに該当する日には、換金の申込を受付けないものとします。

- ・ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日
- ・大阪取引所、Eurex取引所、シカゴ・マーカントイル取引所、シカゴ商品取引所、ニューヨーク証券取引所、ニューヨーク・マーカントイル取引所およびロンドン金属取引所の休業日

申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れたモルガン・スタンレー社債の換金ができなくなったとき、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が申込不可日であるときは、この計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。）に、換金申込を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入れたモルガン・スタンレー社債の換金ができなくなったとき、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- 公社債等： a . 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- b . 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
- c . 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価をすることができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & D アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasasset.co.jp/>

（２）【保管】

ありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は、2028年12月18日までですが、後述「（５）その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年12月17日から翌年12月16日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託の終了

a . ファンドの繰上償還

- （１）委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、MS DIRS インデックス2018-12に重大な変更があったとき、MS DIRS インデックス2018-12の算出・公表が停止されたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (2) 委託会社は、モルガン・スタンレー社債が存続しないこととなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託会社は、(1)の事項について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (4) (3)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (5) (3)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (6) (3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. aからfの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、前述「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、第1期計算期間(2018年12月17日から2019年12月16日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

モルガン・スタンレー社債／マルチアセット運用戦略ファンド2018-12

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (2019年12月16日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	67,754,385
社債券	2,108,352,000
未収入金	1,036,700
流動資産合計	2,177,143,085
資産合計	2,177,143,085
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	42,682,346
未払解約金	11,520,282
未払受託者報酬	223,279
未払委託者報酬	3,653,254
未払利息	149
その他未払費用	175,247
流動負債合計	58,254,557
負債合計	58,254,557
純資産の部	
元本等	
元本	2,032,492,692
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	86,395,836
元本等合計	2,118,888,528
純資産合計	2,118,888,528
負債純資産合計	2,177,143,085

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 （自 2018年12月17日 至 2019年12月16日）
営業収益	
受取利息	51,788,151
有価証券売買等損益	111,179,060
営業収益合計	162,967,211
営業費用	
支払利息	19,739
受託者報酬	501,477
委託者報酬	8,243,560
その他費用	791,572
営業費用合計	9,556,348
営業利益	153,410,863
経常利益	153,410,863
当期純利益	153,410,863
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-
期首剰余金又は期首欠損金（　）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,332,681
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,332,681
分配金	42,682,346
期末剰余金又は期末欠損金（　）	86,395,836

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者の提示する価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (2019年12月16日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	2,032,492,692口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0425円
(1万口当たり純資産額)	10,425円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別	第1期 (自 2018年12月17日 至 2019年12月16日)
分配金の計算過程	2018年12月17日から2019年12月16日までの計算期間末における分配対象金額129,078,182円（1万口当たり635円）のうち、42,682,346円（1万口当たり210円）を分配金額としております。
A 収益分配前の信託財産純資産総額	2,161,570,874 円
B 元本額	2,032,492,692 円
C 当ファンドの収益分配対象額（A - B）	129,078,182 円
D 当ファンドの当期末残存受益権口数	2,032,492,692 口
E 一万口当たり分配可能額（C / D × 10,000）	635 円
F 一万口当たり分配額	210 円
G 収益分配金額（D × F / 10,000）	42,682,346 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第1期 (自 2018年12月17日 至 2019年12月16日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 (2019年12月16日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	社債券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 (自 2018年12月17日 至 2019年12月16日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別	第1期 (自 2018年12月17日 至 2019年12月16日)
項 目	
設定年月日	2018年12月17日
設定元本額	2,515,439,951 円

期首元本額	- 円
元本残存率	80.80 %

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期（自 2018年12月17日 至 2019年12月16日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
社債券	85,952,000 円
合計	85,952,000 円

3 デリバティブ取引関係

第1期（自 2018年12月17日 至 2019年12月16日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

（2019年12月16日現在）

種類	銘柄	額面総額（円）	評価額（円）	備考
社債券	D I R S V T E R J P Y 2 0 1 8 - 1 2	2,022,400,000	2,108,352,000	
合計		2,022,400,000	2,108,352,000	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2019年12月30日現在）

資産総額	2,128,246,149 円
負債総額	306,369 円
純資産総額（ - ）	2,127,939,780 円
発行済数量	2,032,482,777 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0470 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場

合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

2．受益者に対する特典

ありません。

3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2019年12月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（２）会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとしします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a．基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b．運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c．運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年12月末日現在、264本であり、その純資産総額の合計は1,185,788百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	137本	524,156百万円
単位型株式投資信託	56本	171,906百万円
単位型公社債投資信託	71本	489,725百万円
合計	264本	1,185,788百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第38期 (2018年 3 月31日現在)		第39期 (2019年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1 . 預金			7,254,267		7,348,860
2 . 前払費用			46,019		53,985
3 . 未収委託者報酬			1,054,036		1,009,736
4 . 未収運用受託報酬			450,583		365,214
5 . その他			-		1,920
流動資産計			8,804,906		8,779,717
固定資産					
1 . 有形固定資産			141,929		133,036
(1) 建物	1	101,837		90,958	
(2) 器具備品	1	39,714		41,793	
(3) その他	1	378		283	
2 . 無形固定資産			44,418		37,002
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		36,077		30,413	
(3) ソフトウェア仮勘定		5,477		3,725	
3 . 投資その他の資産			399,828		365,068
(1) 投資有価証券		37,527		38,850	
(2) 関係会社株式		5,386		5,386	
(3) 長期差入保証金		117,140		111,847	
(4) 繰延税金資産		220,283		193,055	
(5) 長期前払費用		19,491		15,929	
固定資産計			586,176		535,107
資産合計			9,391,083		9,314,824

		第38期 (2018年 3 月31日現在)		第39期 (2019年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1 . 預り金			10,633		7,592
2 . 未払金			608,077		464,149
(1) 未払収益分配金		1,330		1,579	
(2) 未払償還金		5,660		2	
(3) 未払手数料		408,586		378,125	
(4) その他未払金		192,500		84,441	
3 . 未払費用			752,818		694,884
4 . 未払法人税等			31,501		21,908
5 . 未払消費税等			42,128		20,619
6 . 前受収益			54		-
7 . 賞与引当金			241,535		185,671
8 . 役員賞与引当金			22,308		16,000
流動負債計			1,709,058		1,410,826
固定負債					
1 . 退職給付引当金			437,211		422,821
2 . 役員退職慰労引当金			23,890		29,549
固定負債計			461,101		452,370
負債合計			2,170,159		1,863,196
(純資産の部)					
株主資本					
1 . 資本金			1,100,000		1,100,000
2 . 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3 . 利益剰余金			5,843,079		6,074,187
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,530,288		2,761,396	
株主資本計			7,220,746		7,451,855
評価・換算差額等					
1 . その他有価証券評価差 額金			176		226
評価・換算差額等計			176		226
純資産合計			7,220,923		7,451,628
負債・純資産合計			9,391,083		9,314,824

（２）【損益計算書】

		第38期 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)		第39期 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
１．委託者報酬			5,898,485		5,895,209
２．運用受託報酬			1,846,568		1,467,320
営業収益計			7,745,053		7,362,530
営業費用					
１．支払手数料			2,510,004		2,382,490
２．広告宣伝費			1,235		1,635
３．調査費			2,396,244		2,216,821
（１）調査費		185,225		200,472	
（２）委託調査費		1,851,949		1,653,354	
（３）情報機器関連費		358,074		362,017	
（４）図書費		995		977	
４．委託計算費			207,692		215,420
５．営業雑経費			102,102		97,255
（１）通信費		6,944		6,885	
（２）印刷費		86,366		79,705	
（３）協会費		5,655		7,140	
（４）諸会費		3,135		3,523	
営業費用計			5,217,280		4,913,623
一般管理費					
１．給料			1,183,052		1,160,714
（１）役員報酬		70,882		76,554	
（２）給料・手当		1,004,735		1,023,188	
（３）賞与		107,434		60,972	
２．法定福利費			202,059		178,435
３．退職金			3,276		2,791
４．福利厚生費			3,869		3,434
５．交際費			3,108		2,118
６．旅費交通費			14,213		13,132
７．事務委託費			104,724		100,555
８．租税公課			124,851		134,442
９．不動産賃借料			125,103		142,217
１０．退職給付費用			50,494		51,166
１１．役員退職慰労引当金繰入			4,534		5,659
１２．賞与引当金繰入			241,535		185,671
１３．役員賞与引当金繰入			22,308		16,000
１４．固定資産減価償却費			50,503		47,852
１５．諸経費			54,047		71,508
一般管理費計			2,187,683		2,115,699
営業利益			340,089		333,207

		第38期 (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日)		第39期 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1 . 受取配当金			1,073		967
2 . 受取利息			68		72
3 . 時効成立分配金・償還金			374		6,074
4 . 助成金収入			-		3,167
5 . 雑収入			676		62
営業外収益計			2,193		10,344
営業外費用					
1 . 為替差損			641		1,504
2 . 雑損失			630		70
営業外費用計			1,272		1,575
經常利益			341,010		341,976
特別利益					
1 . 投資有価証券売却益			213		397
特別利益計			213		397
特別損失					
1 . 固定資産除却損	1		21		1,196
2 . 投資有価証券売却損			1		508
特別損失計			22		1,704
税引前当期純利益			341,201		340,668
法人税、住民税及び事業税			156,577		82,154
法人税等調整額			63,527		27,405
当期純利益			248,151		231,108

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,282,136	5,594,927	6,972,595
当期変動額								
当期純利益						248,151	248,151	248,151
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	248,151	248,151	248,151
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	108	108	6,972,703
当期変動額			
当期純利益			248,151
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	68	68	68
当期変動額合計	68	68	248,220
当期末残高	176	176	7,220,923

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746
当期変動額								
当期純利益						231,108	231,108	231,108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	231,108	231,108	231,108
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	176	176	7,220,923
当期変動額			
当期純利益			231,108
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	403	403	403
当期変動額合計	403	403	230,704
当期末残高	226	226	7,451,628

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
器具備品	２～15年
その他	８年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」104,232千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」220,283千円に含めて表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第38期 (2018年3月31日現在)	第39期 (2019年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 34,366千円 器具備品 115,139千円 その他 518千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 45,245千円 器具備品 135,855千円 その他 613千円

（損益計算書関係）

第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア 21千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア 16千円 ソフトウェア仮勘定 1,179千円

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,254,267	7,254,267	-
(2) 未収委託者報酬	1,054,036	1,054,036	-
(3) 未収運用受託報酬	450,583	450,583	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	7,327	7,327	-
資産計	8,766,214	8,766,214	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,330)	(1,330)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(408,586)	(408,586)	-
その他未払金	(192,500)	(192,500)	-
(2) 未払費用	(752,818)	(752,818)	-
負債計	(1,360,896)	(1,360,896)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,254,267	-	-
未収委託者報酬	1,054,036	-	-
未収運用受託報酬	450,583	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,011	3,941	1,374
合計	8,760,898	3,941	1,374

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,348,860	7,348,860	-
(2) 未収委託者報酬	1,009,736	1,009,736	-
(3) 未収運用受託報酬	365,214	365,214	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	8,650	8,650	-
資産計	8,732,461	8,732,461	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,579)	(1,579)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(378,125)	(378,125)	-
其他未払金	(84,441)	(84,441)	-
(2) 未払費用	(694,884)	(694,884)	-
負債計	(1,159,033)	(1,159,033)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,348,860	-	-
未収委託者報酬	1,009,736	-	-
未収運用受託報酬	365,214	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	7,421	1,229
合計	8,723,811	7,421	1,229

（有価証券関係）

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は2,212千円であり、売却益の合計額は213千円、売却損の合計額は1千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	4,233	3,924	309
	小計	4,233	3,924	309
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	3,093	3,147	54
	小計	3,093	3,147	54
合計		7,327	7,072	254

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は13,584千円であり、売却益の合計額は397千円、売却損の合計額は508千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	3,124	2,908	215
	小計	3,124	2,908	215
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	5,526	6,068	542
	小計	5,526	6,068	542
合計		8,650	8,976	326

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	408,206千円
退職給付費用	44,140千円
退職給付の支払額	15,136千円
退職給付引当金の期末残高	437,211千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	437,211千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,211千円

退職給付引当金	437,211千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,211千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	44,140千円
----------------	----------

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	6,353千円
--------------	---------

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	437,211千円
退職給付費用	39,558千円
退職給付の支払額	53,948千円
退職給付引当金の期末残高	422,821千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	422,821千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	422,821千円

退職給付引当金	422,821千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	422,821千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	39,558千円
----------------	----------

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	11,608千円
--------------	----------

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期（2018年3月31日現在）	第39期（2019年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
（繰延税金資産）		
賞与引当金	73,958	56,852
未払事業税	8,944	3,540
未払社会保険料	12,118	9,421
退職給付引当金	141,151	138,515
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,056	15,061
繰越欠損金	11,374	5,430
その他有価証券評価差額金	-	99
その他	10,270	12,923
小計	272,873	241,845
評価性引当額	52,512	48,790
繰延税金資産計	220,361	193,055
（繰延税金負債）		
その他有価証券評価差額金	77	-
繰延税金負債計	77	-
繰延税金資産の純額	220,283	193,055

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期（2018年3月31日現在）		第39期（2019年3月31日現在）
法定実効税率	30.9%	法定実効税率	30.6%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6
住民税均等割	0.7	住民税均等割	0.7
評価性引当額	6.1	評価性引当額	1.1
その他	0.6	その他	0.3
税効果会計適用後の法人税率の負担率	27.3	税効果会計適用後の法人税率の負担率	32.1

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1 . 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホー ル ディング ス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	連結納税 に伴う支 払予定額 (*1)	144,109	未払金	144,109

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホー ル ディング ス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	連結納税 に伴う支 払額及び 支払予定 額(*1)	65,399	未払金	24,677

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 契約 (*1)	321,424	未収運用 受託報酬	83,978

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第39期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問 契約の締 結	投資顧問 契約 (*1)	312,760	未収運用 受託報酬	83,648

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第39期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,670.59円	1株当たり純資産額	6,883.72円
1株当たり当期純利益	229.23円	1株当たり当期純利益	213.49円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	248,151	当期純利益（千円）	231,108
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	248,151	普通株式に係る当期純利益（千円）	231,108
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第40期中間会計期間末 (2019年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1 . 預金			7,304,533
2 . 前払費用			82,335
3 . 未収委託者報酬			1,005,198
4 . 未収運用受託報酬			404,252
5 . その他			13,093
流動資産計			8,809,413
固定資産			
1 . 有形固定資産			123,104
(1) 建物	1	86,380	
(2) 器具備品	1	36,475	
(3) その他	1	248	
2 . 無形固定資産			36,056
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		26,410	
(3) ソフトウェア仮勘定		6,783	
3 . 投資その他の資産			329,566
(1) 投資有価証券		39,709	
(2) 関係会社株式		5,386	
(3) 長期差入保証金		109,201	
(4) 繰延税金資産		163,461	
(5) その他		11,808	
固定資産計			488,726
資産合計			9,298,140

		第40期中間会計期間末 (2019年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			533
2. 未払金			440,391
(1) 未払収益分配金		1,579	
(2) 未払償還金		2	
(3) 未払手数料		374,405	
(4) その他未払金		64,403	
3. 未払費用			683,928
4. 未払法人税等			19,015
5. 未払消費税等			25,973
6. 賞与引当金			113,642
7. 役員賞与引当金			8,875
流動負債計			1,292,358
固定負債			
1. 退職給付引当金			403,970
2. 役員退職慰労引当金			27,724
固定負債計			431,694
負債合計			1,724,053
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			6,196,672
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,883,881	
株主資本計			7,574,339
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			253
評価・換算差額等計			253
純資産合計			7,574,086
負債・純資産合計			9,298,140

(2) 中間損益計算書

		第40期中間会計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			2,887,521
2. 運用受託報酬			744,499
営業収益計			3,632,020
営業費用			
1. 支払手数料			1,166,446
2. 広告宣伝費			510
3. 調査費			1,066,834
(1) 調査費		80,970	
(2) 委託調査費		802,592	
(3) 情報機器関連費		182,786	
(4) 図書費		485	
4. 委託計算費			108,457
5. 営業雑経費			53,730
(1) 通信費		3,395	
(2) 印刷費		44,992	
(3) 協会費		3,304	
(4) 諸会費		2,037	
営業費用計			2,395,978
一般管理費			
1. 給料			559,803
(1) 役員報酬		38,711	
(2) 給料・手当		510,780	
(3) 賞与		10,311	
2. 法定福利費			89,526
3. 退職金			1,086
4. 福利厚生費			2,346
5. 交際費			663
6. 旅費交通費			5,440
7. 事務委託費			50,906
8. 租税公課			64,416
9. 不動産賃借料			75,387
10. 退職給付費用			25,791
11. 役員退職慰労金			300
12. 役員退職慰労引当金繰入			2,775
13. 賞与引当金繰入			114,142
14. 役員賞与引当金繰入			8,875
15. 固定資産減価償却費	1		20,223
16. 諸経費			36,866
一般管理費計			1,058,551
営業利益			177,490

		第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			971
2. 受取利息			39
3. 助成金収入			400
4. 雑収入			60
営業外収益計			1,471
営業外費用			
1. 為替差損			637
2. 雑損失			109
営業外費用計			747
経常利益			178,214
特別損失			
1. 固定資産除却損			4
2. 投資有価証券売却損			227
特別損失計			231
税引前中間純利益			177,982
法人税、住民税及び事業税			25,892
法人税等調整額			29,605
中間純利益			122,484

（３）中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855
当中間会計期間 変動額								
中間純利益						122,484	122,484	122,484
株主資本以外の項目の 当中間会計期間変動額（純額）								
当中間会計期間 変動額合計	-	-	-	-	-	122,484	122,484	122,484
当中間会計期間末 残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,883,881	6,196,672	7,574,339

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	226	226	7,451,628
当中間会計期間 変動額			
中間純利益			122,484
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額（純額）	26	26	26
当中間会計期間 変動額合計	26	26	122,458
当中間会計期間末 残高	253	253	7,574,086

重要な会計方針

	第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)						
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。						
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3～50年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>2～15年</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>8年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	建物	3～50年	器具備品	2～15年	その他	8年
建物	3～50年						
器具備品	2～15年						
その他	8年						
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。						
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。						

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第40期中間会計期間末 (2019年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	49,991千円
器具備品	144,021千円
その他	648千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。	
有形固定資産	13,111千円
無形固定資産	7,112千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,304,533	7,304,533	-
(2) 未収委託者報酬	1,005,198	1,005,198	-
(3) 未収運用受託報酬	404,252	404,252	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	9,509	9,509	-
資産計	8,723,494	8,723,494	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(1,579)	(1,579)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(374,405)	(374,405)	-
その他未払金	(64,403)	(64,403)	-
(2) 未払費用	(683,928)	(683,928)	-
負債計	(1,124,319)	(1,124,319)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券（投資信託）

公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

その他有価証券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他	3,180	2,904	275
	小計	3,180	2,904	275
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他	6,329	6,969	640
	小計	6,329	6,969	640
合計		9,509	9,874	364

（セグメント情報等）

第40期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1 株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1 株当たり純資産額	6,996円84銭
1 株当たり中間純利益	113円14銭
(算定上の基礎)	
中間純利益 (千円)	122,484
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純利益 (千円)	122,484
期中平均株式数 (千株)	1,082

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- 1．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 2．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 3．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 4．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5．上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****（1）受託会社**

三井住友信託銀行株式会社

・資本金の額 342,037百万円（2019年9月末日現在）

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額 51,000百万円（2019年9月末日現在）

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額（単位：百万円） 2019年9月末日現在	事業の内容
株式会社S B I証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社鳥取銀行	9,061	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社福島銀行	18,127	
株式会社東和銀行	38,653	

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a．信託財産の保管・管理・計算
- b．委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a．受益権の募集・販売の取扱い
- b．受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c．換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d．目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

2019年12月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

2019年 9月13日

半期報告書

独立監査人の監査報告書

2019年6月3日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	羽柴 則央
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー社債 / マルチアセット運用戦略ファンド2018-12の2018年12月17日から2019年12月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー社債 / マルチアセット運用戦略ファンド2018-12の2019年12月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月2日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	羽柴 則夫
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。